

令和5年度 定期監査実施計画

杉並区監査委員監査基準及び令和5年度杉並区監査方針に基づき、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、次のとおり実施する。

1 実施方針

令和4年度及び令和5年度の監査実施当日までに執行された事務事業に係る収入・支出、契約及び財産管理等の財務事務について、各所管におけるリスク分析とその対応が適切に行われているか、法令に適合し、正確で、経済的、効率的、効果的に行われているかに留意して監査を実施する。

2 監査の重点事項

次の事項に重点を置き、監査を行う。

- (1) 契約事務（随意契約）について
- (2) 契約事務（履行確認）について
- (3) 補助金の執行について
- (4) 備品及び金券類の出納保管状況について
- (5) リスクへの対応状況について（業務マニュアル等の整備状況、過去の不適切な事務処理等への対応の引継ぎや実務研修の実施状況等）

3 監査の実施期間及び通知

監査の実施期間は次のとおりとする。なお、実施に当たっては、区長等関係機関に対し実施日のおおむね1か月前までに通知する。

部 局 名	実施期間
政策経営部	10月下旬～3月下旬
総務部及び会計管理室	10月下旬～3月下旬
区民生活部	4月下旬～2月下旬
保健福祉部	5月上旬～2月下旬
子ども家庭部	4月下旬～2月下旬
都市整備部	4月中旬～2月下旬
環境部	4月中旬～2月下旬
教育委員会事務局及び区立学校	10月下旬～4月中旬
行政委員会（教育委員会を除く。）等事務局	10月下旬～3月下旬

4 監査の対象範囲

令和4年度及び令和5年度の監査実施当日までに執行された以下の会計に係る事務事業

- (1) 杉並区一般会計
- (2) 杉並区国民健康保険事業会計
- (3) 杉並区用地会計
- (4) 杉並区介護保険事業会計
- (5) 杉並区後期高齢者医療事業会計

財産の管理状況は、監査日現在とする。

5 監査の対象部局等

庁内全部局及び監査の実施状況等を勘案して抽出した次の庁外施設（56 か所）とする。

部局名	監査の対象施設
区民生活部 (9所)	杉並会館、区民事務所(区民係)(2所)、地域区民センター(地域活動係)(2所)、区民会館(1所)、コミュニティふらっと(1所)、体育施設(1所)、産業振興センター
保健福祉部 (16所)	重症心身障害児通所施設、障害者通所施設(1所)、障害者福祉会館、障害者交流館(1所)、障害者地域相談支援センター(1所)、ゆうゆう館(4所)、在宅医療・生活支援センター、福祉事務所(3所)、保健所、保健センター(2所)
子ども家庭部 (11所)	保育所(4所)、子供園(1所)、児童青少年センター、児童館(4所)、子ども・子育てプラザ(1所)
都市整備部 (3所)	土木事務所、公園緑地事務所(1所)、公園管理事務所(1所)
環境部 (2所)	清掃事務所、方南支所
教育委員会事務局 及び区立学校 (15所)	郷土博物館(分館を含む。)、済美教育センター、就学前教育支援センター(特別支援教育課を含む。)、中央図書館、地域図書館(1所)、小学校(6所)、中学校(4所)

6 監査の方法

提出された監査資料に基づく関係部課長の説明聴取、質疑応答、関係資料と諸帳簿、帳票等の照合、証拠書類の確認を行う。また、庁外施設については、施設の管理状況等を実査する。

7 監査結果に関する報告及び公表

監査結果は、区長等関係機関に速やかに報告し、公表する。

また、監査結果に基づき、区長等から具体的な措置の内容が示された場合は、その内容を公表する。